

第 26 回垂水市農業委員会総会会議録

農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、第 26 回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

開催日時 令和 8 年 7 月 24 日（金） 午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分

開催場所 垂水市市民館 2 階 大会議室

委員の出欠状況 10 名中 10 名出席

議席 番号	氏 名	出欠
1	下瀬 秀	出
2	村山 繁稔	出
3	森永 みどり	出
4	瀬角 初美	出
5	塚田 光春	出

議席 番号	氏 名	出欠
6	中条 裕二	出
7	池田 穰二	出
8	重吉 伸哉	出
9	永吉 浩幸	出
10	葛 迫 巧	出

出席した事務局職員

局 長	西 川 了 助
次 長	山 下 明 文
農地係長	梶 原 剛
農地係主査	榎 園 雅 司
会計年度任用職員	農地バンク担当者 1 名

付 議 事 件

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 農地法第 3 条許可申請について | 【決】 |
| (2) 非農地について | 【決】 |
| (3) 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について | 【決】 |

議 事

議 長	[会長あいさつ] ・熱中症の注意喚起
係 長	[諸般報告] ※第3号議案の追加について説明
議 長	ただいまから、第26回総会を開催いたします。 出席委員は10名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 議事録署名委員は、1番委員、2番委員にお願いいたします。 それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明申し上げます。 議案書は1ページから2ページになります。 今月の許可申請は3件でございます。 申請地を示した地図は別添の、1ページから3ページになりますのでご覧ください。それでは説明をいたします。 1番の譲渡人は、〇〇県の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望による、経営拡大による贈与での所有権移転となります。現地については事務局でも確認しました。地図は1ページとなります。 2番の譲渡人は、〇〇市の〇〇さん、譲受人は、△△市の△△さんで、新規就農による贈与での所有権移転となります。 なお、営農計画書によりますと、サツマイモを耕作する予定とことです。また、譲受人については、8月に、垂水市へ転入予定となっております。現地の方は事務局でも確認しました。地図は2ページとなります。 3番の譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望による、経営拡大のための贈与での所有権移転となります。現地の方は事務局でも確認しました。地図は3ページとなります。 以上、1番から3番の譲受人について、申請書の記載内容の確認、審査では、労働力及び機械の確保状況、

	並びに農作業に必要な技術を有していると判断でき、また、申請地取得後は全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上で説明を終わります。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
委 員	1番、譲渡人は〇〇さん、譲受人が△△さんへの所有権移転は、本人の希望であり、経営拡大で、譲受人の△△さんは、隣接地も所有しているため、そのまま拡大で、何ら問題はありません。
委 員	2番、譲渡人は〇〇市の〇〇さん、譲受人は、△△さん。譲渡人の本人の希望ということで、何ら問題はありません。
委 員	3番目。譲渡人が、〇〇さん。譲受人は、△△さん。譲渡人の本人の希望による経営拡大ということで、何ら問題はありません。
議 長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何か異議はありませんか。
委 員	一ついいですか。2番の譲受人は、市外の人でしょ。今回のほかに垂水の農地は持っているのか確認したい。
委 員	ほかには持っていません。現場も今すごく荒れていて、それを開墾するということです。
委 員	市外から、時間を掛けて来るわけでしょ。
事務局	8月に垂水に転入をされる予定です。
委 員	分かりました。
委 員	譲渡人は、元々付近に住んでいた方で、親戚とかも垂水にいらっしゃいますので。
委 員	転入することは分かったけど、他に耕作地は持っているの？
事務局	ほかには持っていません。今のところはないです。
委 員	今回の3畝だけで、農業をされるということ？
事務局	はい。
委 員	(農業をするには少なくても) 難しいと思うけど。

委 員	ほかに農地は持っていないということ？
事務局	そうです。
事務局	面積的に少なくて、農業としてはとても成り立たないという意味だと思うのですが、新規就農の方を断るということは難しいと思います。書類上では、条件は満たしているということで、今後農業がうまくいけば、借りたりとかして拡大していくということになると思います。
委 員	今回の 3 畝で作ってみて？
事務局	譲受人も結局、されてみないと分からないと思うんですよ。そこを 3 畝だから駄目ですよとか、現状では難しいと思います。
事務局	申請時にも、今後広げていきたいという考えは確認しています。
事務局	現状ではということで、じゃ、1 反あれば問題ないよということでもないと思いますので。ただ、今後の状況の注視していくことは必要かと考えています。
委 員	分かりました。
議 長	ほかに何かありませんか。
議 場	〔「ありません」の声あり〕
議 長	異議はございませんので、議案第 1 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	〔「はい」の声あり〕
議 長	議案第 1 号は原案のとおり決定しました。 次に議案第 2 号「非農地について」を上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号 非農地についてを説明いたします。 議案書は 3 ページ、4 ページになります。 地図は別添の 4 ページ、5 ページとなります。 なお、今回、地図上の位置については、参考として字図も添付していますのでご確認ください。また、表示している農地の形状等を正確に表しているものではありませんのでご了承ください。 今月は非農地証明願の提出が 1 件ありました。 受付番号 1 番

	申請者は〇〇県〇〇市にお住いの〇〇様、 申請地は〇〇字〇〇 〇〇番〇 地目:畑 〇〇m²、 同字 〇〇番〇 地目:畑 〇〇m²、 同字 〇〇番 地目:畑 〇〇m²、 の3筆で、国道から直線距離で約1.5kmの〇〇の台地上にあり、 農道と思われる道路に隣接しております。 申請人は、この農地をお父様より相続により取得しております。 お父様が生前管理されていたのですが、亡くなられた後は 申請人を含め相続人が県外に居住しているため、管理が行えず、山 林化が進行し、今後も農地としての復活、活用が見込めないため、 非農地証明願いが提出されたものです。 添付しております、公図（字絵図）の写しをご確認いただければ と思います。 赤く色付けしている部分が道路部分となります。道路用地とし て、もともと一筆であった農地を分筆、売買したあとの残地部分が 今回の申請地の〇〇番〇と〇〇番〇となっています。 〇〇番〇、〇〇番は農用地区域となっておりますが、令和7年度 利用状況調査でも、赤判定となっております。 現地調査は申請人が県外居住で立ち合いが難しいため、事務局と 委員のみで行いました。 状況としては、ただいまの説明のとおりであります、山林化が 進行しており、今後も農地としての復活、活用は見込めない状況の ため、非農地としての要件を満たしていると考えられます。 また、非農地として承認された場合にも、農用地区域内であるた め、農振法による制限がかかることは申請者に対して説明を行いま す。 また、今回の申請人は、農地を相続されておりますが、貸借等 により耕作されている農地も相続しており、現在耕作されている方等 への譲り渡しを検討されているということで、今回の申請した場所 についても、その農地と一緒に譲り渡したいということで、新たな所 有者が管理をされていくものと思われま。 以上で説明を終わります。
議 長	次に担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員	7 月 15 日、私と 4 番委員と事務局 3 名で現地調査を行いました。 申請人は、〇〇さんで、申請地について現地を確認したところ、申請された農地は申請人のお父さんが生前は耕作されていましたが、お父様が亡くなられた後は、相続人である管理者が県外在住のため、約 10 年以上耕作放棄地となっていることから、当該農地、周辺農地を含めて雑木等が生い茂り、今後農地としての復旧は困難であるため、非農地扱いとして支障ないと思われます。 以上の理由から、非農地と判断いたします。以上です。
議 長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	〔「ありません」の声あり〕
議 長	異議はございませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	〔「はい」の声あり〕
議 長	議案第 2 号は原案のとおり決定しました。 次に議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程します。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、垂水市長より計画案に対する意見を求められておりますので、ご説明申し上げます。 なお、令和 8 年 6 月 29 日付で 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 の理事長が満菌 秀彦から長島 和広へ変更となっております。 議案書は事前にお配りした 5 ページから 7 ページ、本日追加配布しました 8 ページとなります。 今月は、利用開始日が令和 8 年 10 月 1 日付となる農地、42 筆 29,551 m²に係る促進計画案の提出がありました。追加議案分を含んでおります。 農地の内訳は、田が 24 筆 15,285 m²、畑が 18 筆 14,266 m²となっております。 全て公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 長島 和広との契約となっております。

	6 ページをお開きください。 6 ページから 7 ページは新たに契約を開始する農地です。 1 番、2 番、借り人は〇〇さんで、10 年間の賃貸借です。 3 番、借り人は〇〇さんで、10 年間の使用貸借です。 4 番から 22 番、借り人は〇〇さんで、10 年間の使用貸借です。 7 ページをお開きください。 23 番、借り人は〇〇さんで、10 年間の使用貸借です。 24 番、借り人は株式会社〇〇で、10 年間の使用貸借です。 25 番から 31 番、借り人は〇〇さんで、10 年間の賃貸借です。 本日お配りしました、8 ページ目と記載のある資料をご覧ください。 耕作者変更となります。 1 番から 11 番、借り人は株式会社〇〇で、それぞれ 6 年 8 か月、6 年 10 か月、6 年 11 か月、7 年の使用貸借です。 以上、これらの内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしております。以上です。
議 長	ただ今事務局から説明がありましたが、これについて、何かご異議はありませんか。
議 場	〔「ありません」の声あり〕
議 長	では、異議がございませんので、議案第 3 号について、各委員の意見のとおり承認することとして、よろしいですか。
議 場	〔「はい」の声あり〕
議 長	議案第 3 号は、各委員の意見のとおり決定いたしました。以上をもちまして第 26 回総会を終了いたします。

会 長 原本確認済

署名委員 原本確認済

署名委員 原本確認済